

鳥取県告示第30号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町佐崎字懸橋5、7、8、8の1、8の2、11、字上野92、94の1、字岸ノ前210の1、210の4、字屋敷335、336、字睦久目351の1、376の1、383の1、字背戸山384、385、385の1、393、393の1、394の1、397、397の1、398、399、399の1、400、413、416の1、417、417の1、418、421、421の1、422、439、440、442の1、442の2、476、字西ケ谷424の2、424の6から424の9まで、424の14、424の26、424の32から424の35まで、424の38、424の45、424の47、424の50から424の54まで、424の60、424の69、424の70、424の73、424の75、424の87、424の91から424の94まで、424の96、424の99から424の103まで、字西ケ谷口427の1から427の6まで、字背戸山平443、443の1、444、字丸山468、字大杉原484の7から484の9まで、489、491の1、492、字深サコ山494、494の1、494の2、494の5、495、495の1、字上野平520、字上エノ山521、字宮ノ背戸533、533の1から533の3まで、字亀ノ甲山534の2、字壺本木535の1から535の3まで、字清水谷549、550、字上河原山619、619の6、619の8、字坂中625の3、625の7、625の9、626、626の2、627の1、627の2、627の4、627の5、629の4、字池尾632の1、632の2、632の4、632の7、632の9、字キダハシ634の7、634の10、字キジガ尾635、635の1から635の4まで、635の12、635の13、635の15、635の17、635の19から635の23まで、字畑ノ尾636の16

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)